

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年3月5日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第2号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月29日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、物損事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和7年1月29日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 損害賠償の額 36,300円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 事故の概要

令和6年12月21日午前5時30分頃、亀岡市千代川町千原地内において発生した建物火災に伴い、亀岡市消防団千代川分団の団員が水路に水利部署した小型ポンプを撤収しようとして吸管を引き上げた際、相手方が設置している地上式散水栓に吸管が接触し、当該散水栓が破損した。

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 36,300円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 事故の概要

令和6年12月21日午前5時30分頃、亀岡市千代川町千原地内において発生した建物火災に伴い、亀岡市消防団千代川分団の団員が水路に水利部署した小型ポンプを撤収しようと吸管を引き上げた際、相手方が設置している地上式散水栓に吸管が接触し、当該散水栓が破損した。